

令和7年11月14日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

介護情報基盤につきましては、「介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について」(本会より令和7年7月29日付)にてお知らせしましたところです。

本通知は、厚生労働省より介護情報基盤ポータルにおける新たな機能追加、各介護事業所等に対する助成金の申請受付が開始された旨の事務連絡が出されたことをご知らせするものです。

介護情報基盤ポータルの追加機能については、以下の通りです。

- ① 介護事業所や医療機関のユーザ登録機能(マイページ)
- ② 各市町村の介護情報基盤への対応状況
- ③ 助成金申請機能
- ④ 電話・チャットボットによるお問い合わせ機能

介護情報基盤のスケジュールは、令和8年4月1日以降、順次、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行、介護情報基盤経由での情報共有を開始し、令和10年4月1日までに完了のうえ、介護情報基盤の活用開始が示されております。全国の各市町村における介護情報基盤への連携状況については、未定となっておりますので、対応状況については、上記②をご確認いただくか、各自治体にお問い合わせいただくようお願いいたします。

③介護情報基盤の導入に係る費用については、助成限度額がありますが、介護事業所や医療機関に対し、助成金が交付され、申請は「介護情報基盤ポータル」の「各種申請」から行えるとのこと。申請期間は、令和7年度は令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定となっております。令和8年度以降は未定です。

また、介護情報基盤においては、主治医意見書の電送を可能とすることが示されておりますが、日本医師会より厚生労働省に確認したところ、主治医意見書について、これまで通り、紙での作成でも問題ないとのことでした。

ご参考までに、介護情報基盤を利用する主治医意見書の提出については以下の方法が考えられます。

- ・使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応している場合は、改修して電送
- ・使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応していない場合は、各種設定を行ったうえで、介護保険資格確認等 WEB サービス上で主治医意見書を改めて入力して提出

詳細は、介護情報基盤ポータル (<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>) をご参照ください。

関連して、介護保険被保険者証については、従来通りの紙の被保険者証が残りますので、初回（介護サービス利用開始時）の本人確認とともに、介護保険資格確認等 WEB サービスについては必要事項を手入力することで利用は可能とのことでした。

なお、介護情報基盤につきましては、今後情報等が順次発信されていく予定です。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol. 1428

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について（令 7.10.17 厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課 事務連絡）

・（参考）介護保険最新情報 Vol. 1405

介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について（令 7.7.22 厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課、高齢者支援課 事務連絡）別添 1～6、8、9 抜粋

＜担当＞ 大阪府医師会介護福祉課（松岡）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737